



2026年1月22日

各 位

会 社 名 新 田 ゼ ラ チ ン 株 式 会 社
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 竹 宮 秀 典
執 行 役 員
(コード番号: 4 9 7 7 東証スタンダード)
問 合 せ 先 取 締 役 執 行 役 員 安 藤 啓
管 理 本 部 長
電 話 番 号 0 7 2 (9 4 9) 5 3 8 1

従業員持株会向け特別奨励金スキームによる自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、従業員持株会向け特別奨励金スキーム（以下、「本スキーム」という。）を導入し、下記のとおり、新田ゼラチン従業員持株会（以下、「本持株会」という。）を処分予定先として、第三者割当による自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」という。）を実施することについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2026年3月30日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 32,500株（注）
(3) 処分価額	1株につき1,261円
(4) 処分総額	40,982,500円（注）
(5) 処分方法 (処分予定先)	第三者割当ての方法による (新田ゼラチン従業員持株会)
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法に基づく有価証券通知書を提出しております。

（注）「処分する株式の数」及び「処分総額」は、最大値であり、実際に処分する株式の数及び処分総額は、本スキームに同意する本持株会の会員資格のある当社の従業員（以下、「対象従業員」という。）の数に応じたものとなります。「処分する株式の数」及び「処分総額」につきましては、確定次第速やかにお知らせする予定であります。

2. 処分の目的及び理由

当社は、従業員の当社株式の保有を通じた資産形成を支援するため、本持株会会員に対して、奨励金を支給しております。今般改めて、対象従業員に対して、当社が発行又は処分する普通株式（以下、「当社株式」という。）を所有することにより財産形成の一助とすること、及び経営への参画意識の向上を図ることを目的として、本日開催の当社取締役会において、対象従業員に対し、当社株式を割り当てるごととし、そのための特別奨励金（以下、「本特別奨励金」という。）を支給する、本スキームの導入とその具体的な内容を決議いたしました。

本スキームに基づき、現在当社が保有する自己株式186,288株（2025年12月31日現在）のうち32,500株（約4,098万円相当）を本持株会へ処分することとなります。

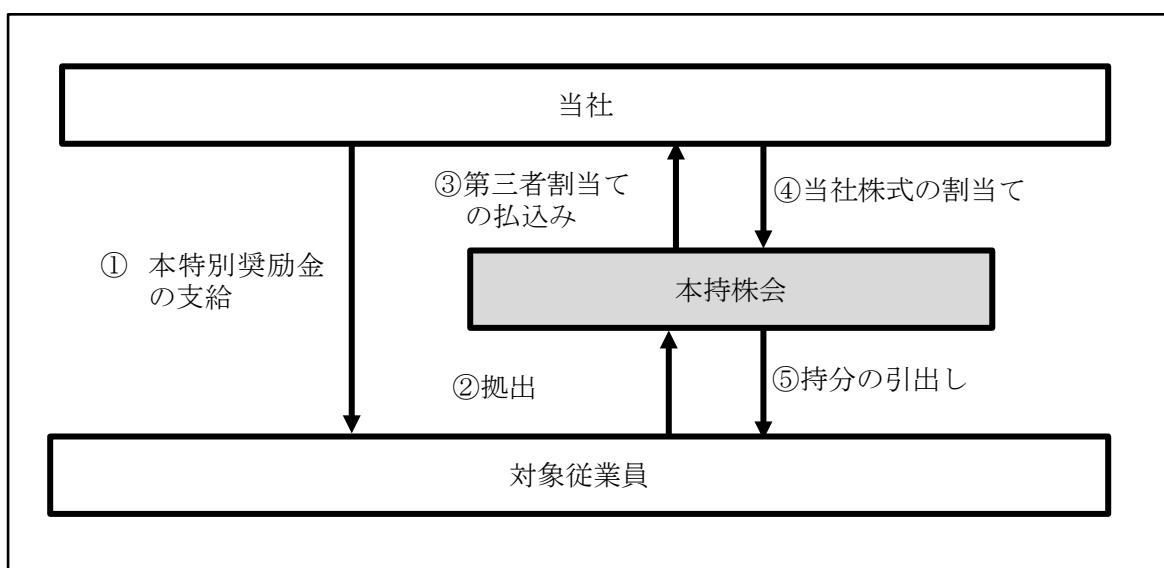
本スキームは、対象従業員に対し本特別奨励金を支給し、本特別奨励金の拠出をもって本持株会に当社株式を割り当てるものです。処分株式数につきましては、1. 処分の概要の（注）に記載のとおり、最大32,500株を本持株会へ処分する予定です。

なお、希薄化の規模は、2025年12月31日現在の発行済株式総数18,373,974株に対する割合は0.18%、2025年12月31日現在の総議決権個数181,695個に対する割合は0.18%（いずれも小数点以下第3位を四捨五入する。）と軽微であるため、本スキームの目的に照らして合理的であると考えております。

3. 本スキームの概要

本スキームにおいては、当社から本持株会に加入する対象従業員に対し、本特別奨励金を支給し、対象従業員は本特別奨励金を本持株会に対して拠出することとなります。本持株会は、対象従業員から拠出された本特別奨励金を取り纏め、当社に対して払込みすることにより、本持株会は当社株式の処分を受けることとなります。

本スキームの仕組みは以下のとおりです。



4. 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（2026年1月21日）の東京証券取引所における当社株式の終値である1,261円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的と考えております。

なお、この価額は、当社株式の東京証券取引所における当社取締役会決議日の直前営業日までの1か月間（2025年12月22日から2026年1月21日まで）の終値単純平均値である1,254円（円未満切捨て。終値単純平均値において、以下同じ。）からの乖離率は0.56%（小数点以下第3位を四捨五入。乖離率の計算において、以下同じ。）、同直前営業日までの3か月間（2025年10月22日から2026年1月21日まで）の終値単純平均値である1,153円からの乖離率は9.37%、及び同直前営業日までの6か月間（2025年7月22日から2026年1月21日まで）の終値単純平均値である1,063円からの乖離率は18.63%となっており、特に有利な価額には該当しないものと判断いたしました。

本日開催の当社取締役会に出席した監査役3名（うち社外監査役2名）全員は、上記払込金額について、本自己株式処分が本スキームの導入を目的としていること及び払込金額が本自己株式処分に係る当社取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社株式の終値であることに鑑み、処分先である本持株会に特に有利な払込金額に該当しないと当社が判断した過程は合理的であり、かかる判断については適正である旨の意見を表明しています。

5. 企業行動規範上の手続に関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものでないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立した第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以上